

第18回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年2月28日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|----------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）の作成及び意見について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 贈与税納税猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 14 | 議案第 9 号 | 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 15 | 議案第 10 号 | 令和 3 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について |
| 日程第 16 | 議案第 11 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 17 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第18回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

年が明けて初めての方もいますので、どうぞ今年もよろしく願いいたします。昨年末よりまた猛威を振るい出した第6波に入ったコロナウイルスは中々下火になることなく、管内でも毎日かなりの人数が感染している状況が続いております。また、一方で北京冬季オリンピックが終了するや否や、ロシアによるウクライナ侵攻、そして戦争状態と世界の状況が刻一刻と変化する中、今後の世界の経済情勢も日本に大きな影響が出てくることが予想されます。日本農業にもどのようなことが起きるのか大変心配されます。

また、町内に目を向けますと、年度末に向けた時期でもあり、離農等も数件出ると言われております。それに伴う土地の利用協議等も多くなってくると思われまので、地元での協議・相談等の対応について、よろしく願いしたいと思います。

申し遅れましたが、今は全道まん延防止等重点措置の期間ではありますが、感染対策をしながら、なるべく時間短縮をして、全員参加での総会開会することの了解をいただきたいと思います。

それでは、本総会には議案11件を提案させていただいております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、8番宮崎委員、9番新井委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定1件の許可申請でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。7番谷口委員、お願いします。

谷口委員

この度、父〇〇〇さんから息子さんの〇〇〇さんに経営移譲され、その〇さん名義の土地を息子の〇さんに営農地として使用貸借するもので、許可することに問題ないと考えます。以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、経営規模拡大により新たに農業用施設(成牛舎、原料槽、貯留槽、堆肥舎)を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、橋場委員、妹尾委員により、〇〇月〇日に実施しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇で、経営規模拡大により新たに牛舎等を建設するため、〇〇〇〇氏所有地、〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積〇万〇、〇〇〇㎡を賃貸借し、農業用施設用地として永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員により、〇〇月〇〇日に実施しております。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行いますが、本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、妹尾委員。

妹尾委員

権利の存続期間の許可日から令和〇〇年〇月〇〇日までというのは、工事が終わるのがそこまでということなのか、それともこの賃貸の契約が令和〇〇年までということなのか。

長島主事

転用の許可日から約〇〇年後の〇〇年と設定しておりますが、転用工事の日付は別に記載しておりますので、転用工事の日付ではありません。この〇〇年はなんなのかについてですが、今回賃貸借ということで5条の申請があがっておりますので、賃貸借の終期の日付になります。今回建物を建てますが、転用事業が完了次第農地ではなくなるという考え方になりますので、最終的にあつてないようなものになります。申請の段階では農地でありますので、設定しておく必要があるため、今回設定している形になります。

議長

他に質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第10 議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされております。

本委員会では、令和3年1月から12月までに、農地法第3条及び農用地利用集積計画書により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出し、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり公表することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は利用権移転1件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、
整理番号1の所有権を有する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は姉別南〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、姉別南〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である〇〇〇氏に権利の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第12 議案第7号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)の作成及び意見についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第7号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)の作成及び意見について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項ないし第3項では、「農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村等に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができ、また、その農用地等について、農用地利用配分計画の案を作成し、提出するよう求めることができる。」とされており、その際、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとされています。

本案は、〇〇〇〇氏所有の農地中間管理機構への貸付地の一部について、借受人である〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である〇〇〇氏に権利の移転を行うもので、対象地は姉別南〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

以上、農用地利用配分計画(案)を作成し、意見書を付して浜中町長を経由し、北海道農業公社に提出しようとするものでありますが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第8号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内
容をご説明申し上げます。

租税特別措置法第70条の4第1項では、「農業を営む個人が、その農業に供し
ている農地及び採草放牧地を、推定相続人の内の一人の者に贈与した場合には、相
続税法第28条第1項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税につい
ては当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。
また、同条第27項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書
の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとに、引き続いて納税猶予の適用
を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届
出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、届
出書の提出にあたっては、農業委員会の証明が必要とされております。
今年度の対象者は、姉別〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏、1名で、前回証明を行った
日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農
政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第8号の質疑を行います。
整理番号1の〇〇さんについて、質疑ありませんか。
11番、阿部委員。

阿 部 委 員 特定貸付について、農業経営は実際に行っているのか。

農政係長 特定貸付は猶予を受けている農地を貸し付けた場合に、貸し付けがなかったもの、農業経営を廃止していないものとみなして納税猶予の特例が継続される制度になりますので、実際には農業経営は行っておりません。

議長 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。整理番号1の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第9号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。

また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、先ほどの贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、北海道知事に届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、姉別〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏ほか〇名で、前回証明を行った日より引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第9号の質疑を行います。整理番号1については、議案第8号で確認が取れていますので、整理番号2から質疑を行います。

整理番号2の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の〇〇さんについて、質疑ありませんか。
10番、妹尾委員。

妹尾委員 例えば〇〇さんのケースとして、今後経営継承するために贈与を受けた農地を息子に貸し付けたい場合、猶予は継続されるのか。

農政係長 農業者年金の特例付加年金の受給のための息子への使用貸借は、贈与税の確定の免除の特例として認められておりますので、猶予は継続されます。

議長 他に質疑ありませんか。6番、山下委員。

山下委員 このような場合、誰かが亡くなった際に一度精算したりするのか。

農政係長 基本的に三世代にまたがるケースは町内ではほとんどありませんが、どちらのケースであっても贈与者か受贈者のどちらかが亡くなった際には、確定免除の届け出が必要となりますので、そこで一度精算という形になります。

議長 町内ではあまり事例はありませんが、相談等があった場合にはお知らせいただきたいと思います。他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第9号を採決いたします。お諮りします。整理番号2の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。次に、整理番号3の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。次に、整理番号4の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 令和3年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第10号 令和3年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり歳入の交付金確定による補正や、歳出の決算見込みに基づき補正をしようとするものでございますが、歳入では、16 款道支出金の農業委員会交付金については、交付金額の確定により〇万〇千円の減、農業委員会補助は、補助率の減少により〇〇万〇千円の減、農地利用最適化交付金は、交付金額の確定により〇〇万〇千円の減となっており、21 款諸収入の農業者年金業務委託手数料〇万〇千円の増につきましては、交付金額の確定によるもので、歳入の補正につきましては、あわせて〇〇万〇千円の減額となります。

一方、歳出では、農業委員会委員に要する経費の費用弁償〇〇万円の減、農業委員会事務局に要する経費の普通旅費〇〇万〇千円の減、農業者年金事務に要する経費の普通旅費〇万〇千円の減については実績によるもの、農業委員会事務局に要する経費の備品購入費(〇〇〇〇〇〇〇購入) 〇万〇千円の増については新規計上によるもので、歳出の補正は、あわせて〇〇万〇千円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第11号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和4年2月10日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農業用施設の建設に伴う用途区分の変更を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第11号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第11号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第17 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、3月28日、月曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3月28日、月曜日、午前10時からということでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、3月28日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第18回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時15分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

8番 宮崎義幸

浜中町農業委員会

9番 新井功仁恵